

調達公告

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和6年4月25日

鳥取県立中央病院長 廣岡保明

1 調達内容

(1) 業務の名称及び数量

県立中央病院空調機器清浄・室内環境適正化業務委託 一式

(2) 業務の仕様

別添県立中央病院空調機器清浄・室内環境適正化業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 業務の期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

(4) 入札方法

ア 入札は、紙入札により行う。

イ 仕様書に掲げる機器清掃の1台当たりの単価（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。以下「入札単価」という。）を入札書に記入すること。なお、入札単価は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった単価から当該金額に110分の10を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額とする。

ウ 契約に当たっては、入札単価をもって契約単価とし、代金の請求に当たっては、契約単価に実施数量を乗じて得た額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）により請求するものとする。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和3年鳥取県告示第457号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が建物等の保守管理の建築物内部清掃に登録されている者であること。

(3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 鳥取県に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有している者であること。ただし、当該事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

(5) 平成31年4月1日以降に、1件の契約に係る清掃対象の建物の延べ床面積が20,000平方メートル以上の病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院をいう。）の清掃業務（以下「類似業務」という。）を元請けとして履行した実績を有する者であること。

(6) 本件業務に係る業務責任者として、本件業務の履行期間中、建築物衛生法第7条第1項の規定による建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている技術者を選任し、本件業務の実施日時に対象施設へ常駐させることが可能である者であること。

3 契約担当部局

鳥取県立中央病院事務局総務課施設管理担当

4 入札手続等

(1) 入札の手続に関する担当部局

〒680-0901 鳥取市江津 730 番地
鳥取県立中央病院事務局総務課施設管理担当
電話 0857-26-2271 (内線 2763)
電子メール chuoubyouin@pref.tottori.lg.jp

(2) 業務の仕様に関する担当部局

〒680-0901 鳥取市江津 730 番地
鳥取県立中央病院事務局総務課施設管理担当

(3) 入札説明書等の交付方法

令和6年4月25日(木)から同年5月9日(木)までの間にインターネット上の鳥取県立中央病院のホームページ (<http://www.pref.tottori.lg.jp/chuoubyouin/>) から入手すること。

(4) 郵便等による入札

不可とする。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和6年5月17日(金) 午後2時 即時開札

イ 場所

鳥取市江津 730 番地 鳥取県立中央病院 会議室1 (本館7階)

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者にあつては、入札説明書の7に示す事前提出物を作成の上、令和6年5月9日(木) 正午までに4の(1)の場所に提出しなければならない。

なお、期限までに事前提出物を提出しない者は、本件入札に参加することができない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除とする。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県病院局財務規程(平成7年鳥取県病院局管理規定第12号)第69条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第112条第4項の規定の例により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入

札は無効とする。

(2) 契約書作成の要否
要

(3) 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内の価格で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 手続における交渉の有無
無

(5) その他

詳細は、入札説明書による。